



栃木県公報

令和7(2025)年
9月5日(金)
号外
第41号

目次

規則

○栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例施行規則の一部改正…………… 1

規則

栃木県規則第45号

栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年9月5日

栃木県知事 福田富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壤の汚染の防止に関する条例施行規則（平成11年栃木県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
	<p><u>(書類の提出部数)</u></p> <p><u>第20条 条例及びこの規則の規定により知事に提出すべき書類（第3条第2項の規定により提出する公共的団体認定申請書を除く。）の部数は、2部とする。ただし、特定事業区域が2以上の市町村の区域に存する場合にあっては、当該特定事業区域の所在地を管轄する環境森林事務所長又は環境管理事務所長が指定する部数とする。</u></p>

別表（第2条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102—3 14.3、14.4 又は14.5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格K0102—2 9.3.2 若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5、9.6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9.7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1（蒸留操

別表（第2条関係）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき 0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法（規格38.1.1及び38の備考11に定める方法を除く。） 又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年告示」という。）付表1

		作は装置にて行う。)に掲げる方法			に掲げる方法
有機燐 りん	検液中に検出されないこと。	規格K0102—4 7.2.1 及び7.2.3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはE P Nにあっては規格K 0102—4 7.2.1、7.2.2.2及び7.2.5若しくは7.2.1及び7.2.6に定める方法(ただし、7.2.6に定める方法により測定する場合において、7.2.2のクリーンアップを行うときは、7.2.2.2に定める操作とする。)	有機燐 りん	検液中に検出されないこと。	昭和49年告示付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年告示付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K 0102—3 13.2、13.3、13.4又は13.5に定める方法	鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54 _____に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K 0102—3 24.3(24.3.7を除く。)に定める方法(ただし、24.3.2に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K 0170—7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)	六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K 0170—7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素 ひそ	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格K 0102—3 20.2、20.3、20.4又は20.5に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法	砒素 ひそ	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下、かつ、土砂等の埋立て等に供する場所の土地利用目的が農用地(田に限る。)である場合にあっては、試料1キログラムにつき15ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあっては規格61_____に定める方法、農用地に係るものにあっては農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)第1条第3項及び第2条に規定する方法
略			略		

アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表1に掲げる方法	アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年告示付表3及び昭和49年告示付表1に掲げる方法
略					
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2又は5.3.2に定める方法	ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
略					
1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	1, 2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2又は5.3.2に定める方法	1, 1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	1, 2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3-ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	規格K0125 5.1 —、5.2又は5.3.1に定める方法	1, 3-ジクロロプロパン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
略					
ベンゼン	検液1リットルにつき	規格K0125 5.1 —、5.2又は5.3.2に定	ベンゼン	検液1リットルにつき	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定

	0.01ミリグラム以下	める方法		0.01ミリグラム以下	める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K 0102—3 26.2、26.3又は26.4に定める方法	セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格K 0102—2 5.2及び5.3、5.2及び5.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、規格K 0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)、5.2 (蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び5.5又は5.2及び5.6に定める方法	ふつ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1 (規格34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K 0170—6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1.1c) (注 ^[2] 第3文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び昭和46年告示付表7に掲げる方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格K 0102—3 5.2、5.5又は5.6に定める方法	ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表7に掲げる方法	1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年告示付表8に掲げる方法
備考 1～3 略		備考 1～3 略			

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125 5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(資源循環推進課)